

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成29年11月30日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成30年5月7日

京都市長 門 川 大 作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都経済センター（仮称）

京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉾町78番地他

2 主な意見の概要

（騒音について）

- ・ 騒音の予測地点（等価騒音の予測地点C）について、予測地点よりも近い地点が選定されていない理由は何か。
- ・ 騒音の計算式が記載されていないため、再検証ができない。また、現状の騒音レベルの測定結果が記載されているが、測定条件（測定場所の高さ、天候や気温等の自然環境、計測機器の規格等）が記載されていないため不十分である。

（交通について）

- ・ 交通量調査の実施日について、計画予定地周辺は土曜日に混雑する 경우가多いが、調査が日曜日及び月曜日に実施された理由は何か。
- ・ 烏丸通を南進して来店する車両については、四条烏丸交差点で右折させ、室町通を南進する経路設定をしているが、このような誘導を具体的にどのように行うのか。また、当該経路ではなく、綾小路通を右折してきた車両に対してどのような対応をするのか。
- ・ 来店経路に設定されている室町通にはバス停があり、南進方向に数台のバス

が停車する場合もある。他方、北進方向の路上には業者のトラックの停車が見受けられるため、片側交互通行の状態になり、更なる渋滞の発生が懸念される。

(その他)

- ・ 大規模小売店舗立地法は小売店舗のみを適用対象としているが、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針では、「企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。」としている。

したがって、計画には同建物に入居する飲食店等の営業時間や騒音、ごみの処理等についても考慮されるべきである。

- ・ 添付図面について、歩行者動線の記載に誤りがある。また、凡例がないため、何を意味するのかわからない箇所がある。
- ・ 届出者が上記の事項等について説明に来たが、最終的に「市へ意見を出してください。」と説明を放棄した。極めて残念である。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成30年5月7日(月)から同年6月7日(木)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をま

とめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)